

働く人の法律相談 退職届を受け取ってもらえない

2週間前の届け出で、承認なく辞められる



2週間後に辞められない
理由はありません!

と、当分は
受け取らないぞ…

イラスト・今井ヨージ

「長時間労働に耐えられず、会社に退職届を出そうとしたのですが、上司が受け取ってくれません。このまま働き続けないといけないのでしょうか」。30代の正社員からの相談です。

最近、このような悩みをよく聞きます。期間の定めのない労働契約を結んでいた労働者は、2週間前に甲斐入れをすれば自由に退職できると民法は定めています。会社の承認を得る必要はありません。

退職するときは1ヵ月前までに届けを出して会社の許可を得なければならないと定めた就業規則について、予告期間を2週間より長く定めた部分と、会社の許可を必要とする部分は無効と判断された裁判例があります。

もちろん会社が認めれば、すぐにでも辞められます。一方、期間の定めのある労働契約を結んでいる労働者は、「やむを得ない事由」がなければ期間の途中で退職できないとされています。ただ、実際は認められるケースも少なくあります。たまたま、長期間働けなくなってしまった場合や、長時間労働を強いる労働環境でハラスメントを受けている、職場で差別的な扱いを受けているなど、様々な理由で辞めたいことがあります。

ポイントは

- 会社が強硬なときは、退職届を内容証明郵便で
- 有期契約の労働者は、「やむを得ない理由」がいる

受け取りを拒むような場合は、内容証明郵便で退職を申し入れることが考えられます。この場合、実際に会社を辞められるのは、内容証明が会社に届いた翌日から2週間後です。

年次有給休暇（年休）が残っていたら、退職までの2週間を年休にあてる

年休を申請しても「業務に支障がある」などと言わ

れる、会社から別の日に変え

（弁護士・橋本佳代子）

長時間労働した証拠としては、タイムカードのコピー

やメールの送信時刻の記録などをとつておくる」とをおすすめします。

2014・7・7